

議案第75号

南房総市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例の制定について
南房総市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例

(南房総市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 南房総市水道事業の設置等に関する条例（平成18年南房総市条例第203号）
- (2) 南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年南房総市条例第204号）
- (3) 南房総市水道事業給水条例（平成18年南房総市条例第205号）
- (4) 南房総市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年南房総市条例第12号）

(南房総市情報公開条例及び南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

- (1) 南房総市情報公開条例（平成18年南房総市条例第10号）第2条第1号
- (2) 南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南房総市条例第1号）第2条第2項

(南房総市職員定数条例の一部改正)

第3条 南房総市職員定数条例（平成18年南房総市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、固定資産評価審査委員会及び公営企業」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

第2条第8号を削る。

(南房総市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 南房総市職員の定年等に関する条例（平成18年南房総市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に、「これらに」を「これに」に改め、同号を同条第2号とする。

(南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南房総市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1水道事業経営審議会委員の項を削る。

(南房総市附属機関設置条例の一部改正)

第6条 南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項南房総市水道事業経営審議会の目を削る。

(南房総市債権管理条例の一部改正)

第7条 南房総市債権管理条例（平成29年南房総市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）」を削る。

(南房総市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

第8条 南房総市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和6年南房総市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、議会の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を「及び議会の規程」に改め、同条第4号中「、水道事業管理者の権限を行う市長」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する令和7年10月1日から令和8年3月31日までの水道事業の業務の状況を説明する書類については、第1条第1号の規定による廃止前の南房総市水道事業の設置等に関する条例第10条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第75号 南房総市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例

(南房総市情報公開条例の一部改正) (第2条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2) (略) 第3条～第37条 (略)	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長 <u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2) (略) 第3条～第37条 (略)

(南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正) (第2条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条 (略) (定義) 第2条 (略) 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。	第1条 (略) (定義) 第2条 (略) 2 この条例において「実施機関」とは、市長 <u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。
第3条～第10条 (略)	第3条～第10条 (略)

(南房総市職員定数条例の一部改正) (第3条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会、監査委員<u>及び</u><u>固定資産評価審査委員会</u>の各機関に常時勤務する職員（副市長及び教育長を除く。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会、監査委員、<u>固定資産評価審査委員会</u>及び<u>公営企業</u>の各機関に常時勤務する職員（副市長及び教育長を除く。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>水道事業の職員</u> <u>30人</u></p>
第3条、第4条 (略)	第3条、第4条 (略)

(南房総市職員の定年等に関する条例の一部改正) (第4条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（市立国保病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、これに相当する職として規則で定める職</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（市立国保病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年南房総市条例第204号）</u> <u>第18条第1項に規定する職</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、これらに相当する職として規則で定める職</u></p>
<p>第7条～第14条 (略)</p>	<p>第7条～第14条 (略)</p>

(南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) (第5条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行										
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)										
別表第1 (第2条、第3条関係)	別表第1 (第2条、第3条関係)										
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>空家等対策協議会委員</td><td>日額 8, 500円 以内</td></tr></tbody></table>	区分	報酬額	空家等対策協議会委員	日額 8, 500円 以内	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>空家等対策協議会委員</td><td>日額 8, 500円 以内</td></tr><tr><td><u>水道事業経営審議会委員</u></td><td><u>日額 8, 500円</u></td></tr></tbody></table>	区分	報酬額	空家等対策協議会委員	日額 8, 500円 以内	<u>水道事業経営審議会委員</u>	<u>日額 8, 500円</u>
区分	報酬額										
空家等対策協議会委員	日額 8, 500円 以内										
区分	報酬額										
空家等対策協議会委員	日額 8, 500円 以内										
<u>水道事業経営審議会委員</u>	<u>日額 8, 500円</u>										
別表第2 (略)	別表第2 (略)										

(南房総市附属機関設置条例の一部改正) (第6条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
第1条～第3条 (略)					第1条～第3条 (略)				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務	定数	任期	附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務	定数	任期
市長	南房総市空家等対策協議会	空家等対策計画の策定、変更及び実施並びに特定空家等の判定等に関し必要な事項を調査審議すること。	11人以内	2年	市長	南房総市空家等対策協議会	空家等対策計画の策定、変更及び実施並びに特定空家等の判定等に関し必要な事項を調査審議すること。	11人以内	2年
						南房総市水道事業経営審議会	市営水道の経営に関する事項を調査審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日から審議終了の日まで

(南房総市債権管理条例の一部改正) (第7条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第4条 市長は、法令、条例及びこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第4条 <u>市長</u> <u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)</u>は、法令、条例及びこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。</p>
<p>第5条～第17条 (略)</p>	<p>第5条～第17条 (略)</p>

(南房総市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正) (第8条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 規則等 市の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）<u>及び議会の規程</u>をいう。</p> <p>(4) 市の機関 地方自治法第2編第7章により置かれる市の執行機関、市の議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 規則等 市の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）<u>、議会の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程</u>をいう。</p> <p>(4) 市の機関 地方自治法第2編第7章により置かれる市の執行機関、<u>市の議会、水道事業管理者の権限を行う市長</u>若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p>

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する令和7年10月1日から令和8年3月31日までの水道事業の業務の状況を説明する書類については、第1条第1号の規定による廃止前の南房総市水道事業の設置等に関する条例第10条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。